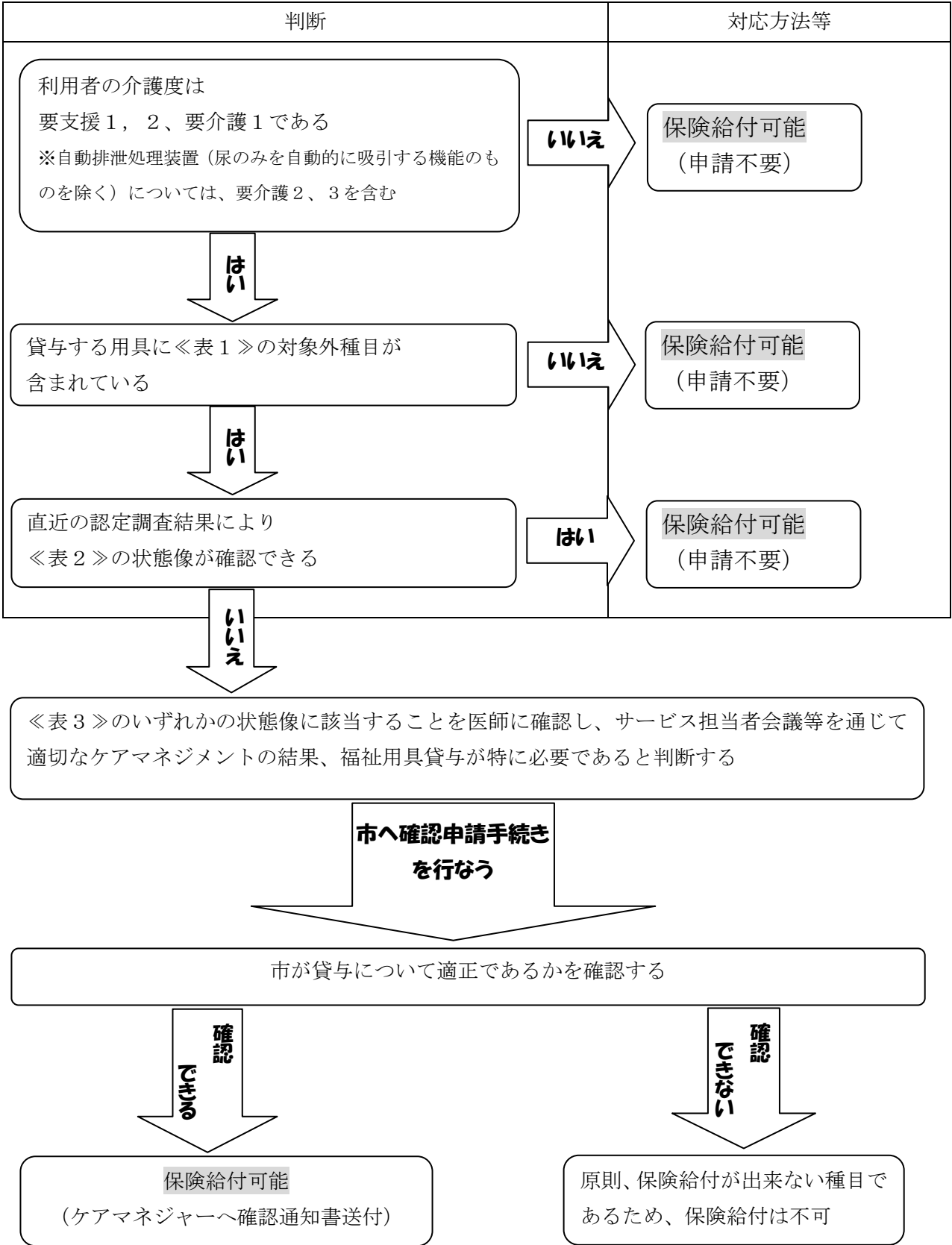


軽度者等への福祉用具貸与 申請判断フロー



◎当資料で、保険給付が可能であると判断した場合でも、福祉用具を必要とする理由を居宅サービス計画に具体的に記載するなど、当然、必要な手続きを経た上で貸与を実施すること。
(保険者による適正化事業により提出を求めることがある。)

◎あくまで軽度者への貸与は原則保険給付外であることを踏まえ、適切なケアマネジメントの元に運用を行なうこと。